

8 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

- 1 開 催 日 平成 28 年 8 月 4 日 (木)
- 2 開 催 場 所 新館 8 階 教育委員室
- 3 出席した委員 吉田委員長、森委員、坂元委員、廣岡委員、田淵教育長
- 4 出席した職員 諏訪教育総務部長、日浦教育指導部長、
平田教育総務部次長、谷池教育指導部次長、
大西教育指導部参事、
吉田教育総務課長、竹中学務課長、
野村社会教育・スポーツ振興課長、石川学校教育課長、
長瀬青少年育成課長、中田教育研究所長、
山野教育総務課副課長
- 5 傍 聴 者 1 人
- 6 議 事 の 要 旨
 - 開 会 午後 2 時 00 分
 - 会議録署名委員指名のこと
吉田委員長、坂元委員に決定
 - 7 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録 報 告 承 認 の 事 項
(事務局より会議録朗読報告)
承 認
 - 会議公開の可否決定のこと
全ての議事を公開することに決定

(協議事項)

1 加古川市教育委員会人事評価に関する規則の制定について

(教育総務部次長から説明)

原案可決

委員：人事評価の結果は、最終的に勤勉手当に反映されるのか。

事務局：そのとおりである。

委員：地方公務員法にはこれまで人事評価に関する規定がなかったが、法改正により新たに人事評価に関する内容が追加されたという認識で良いか。

事務局：そのとおりである。ただ、人事評価に関しては、これまでも市長部局が定めた規則に基づき全庁的に実施してきた経緯がある。

委員：その規則が、平成14年度に制定された「加古川市職員の人事評価に関する規則」であるという認識で良いか。

事務局：そのとおりである。この度の法改正では、任命権者ごとに人事評価の基準や方法を定めることが求められていることから、今回、教育委員会としての規則の制定を提案しているところである。なお、県費負担教職員については、任命権者が兵庫県教育委員会となっているため、当該規則の対象外としている。

委員：改正法の施行日が公布日から2年以内となっていることを踏まえると、当該規則の制定はもう少し早い時期でも良かったように思う。

委員：第3条に「人事評価を行う者は、加古川市教育委員会が別に定める。」と規定されているが、これについてはどう考えているのか。

事務局：学校園の存在等も考慮する中で、柔軟な対応が可能となるよう要綱レベルでの規程を策定し、評価者を定める予定である。

委員：その場合、これまで実施してきた運用を踏襲するような内容で、評価者を規定する予定であるのか。

事務局：その予定である。

委員：具体的には、どういった職員が評価者になるのか。

- 事務局：原則、直近の上司になる。参考としては、資料17ページの別表に市長部局の例が記載されている。
- 委員：民間企業での人事評価はどのようになされているのか。
- 委員：一般的には、先ほどの話と同様に直近の上司が評価を行うという手法であると認識している。
- 委員：部下に対して低い評価を行うことは、上司が自分自身の育成力の無さを認めていることと同じであるように感じる。
- 委員：一般的に、近年実施されている人事評価では、自身の評価結果の開示を求めることが可能であったり、人材育成の観点から評価者と被評価者の面談があったりということで、ある程度の客観性は担保され、恣意的な評価が行われないような制度になりつつある。
- 事務局：本市においては、評価者は評価に関する研修を受講することとなっており、恣意的な評価の排除も含め、より効果的な制度となるよう努力しているところである。
- 委員：評価を行う限り、評価結果が分かれることは必然であると思う。ただ、評価者として重要なのは、低い評価の職員をいかにして育成するのかという点であり、その点を評価者が理解していないと人事評価という制度の意味が薄れてしまうように考える。
- 委員：評価については、一人だけの判断でなされるものではなく、二次評価者が妥当性等のチェックを行うような体制になっているのか。
- 事務局：そのような体制になっている。
- 委員：県費負担教職員については、「人事評価育成システム」に基づき、育成に重点をおいて人事評価を実施している。また、不服申立ての制度も整備されており、公平性の確保にも努めている。
- 委員：人事評価を行うに当たっては評価シートを活用していると思うが、その項目ごとの評価を確認することによって、ある程度の客観性も担保できるものと考ええる。
- 委員：先ほど、県の「人事評価育成システム」の紹介があったが、「育成」という言葉が含まれているその名称は非常に良いと思う。

事務局：人事評価は、評価結果を処遇に反映するためのものであるが、それとは別に、人材育成に主眼を置いた「能力開発シート」というものがあり、当該シートの分析結果に基づく面談を実施するなど、市においても人材育成に力を注いでいるところである。

2 加古川市立しかた幼稚園の廃止について

(教育総務部次長から説明)

原案可決

委員：参考資料の「加古川市立幼稚園及び保育園の認定こども園化推進方針」について、改めて説明をお願いしたい。

事務局：(資料に基づき、目的、考え方、スケジュール等を説明)

委員：教育委員会での議論としては、幼稚園の廃止のみを対象とすれば良く、認定こども園の設置については市長部局が決定するという認識で良いか。

事務局：そのとおりである。

委員：認定こども園になると教育委員会の所管外になってしまうのか。

事務局：認定こども園は市長部局の所管になるが、教育課程に関する基本的事項の策定や、教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有する事項の決定については、教育委員会の意見を聴取しなければならないこととされているため、全面的に所管外になるというわけではない。

委員：川西幼稚園は、認定こども園化に伴い移転することになるのか。

事務局：現在の川西幼稚園を一旦取り壊して整地した後、同敷地内に新たに認定こども園としての施設を建設する予定である。

委員：取り壊してから新たな建物ができるまでの期間については、川西幼稚園の運営はどうなるのか。

事務局：建設工事期間中については、川西小学校の校舎の一部を川西幼稚園の園舎として利用する予定である。

委員：東神吉幼稚園については、どのような対応になるのか。

事務局：平成31年度からの認定こども園化に向け、土地利用の現状等を踏まえながら検討を進めているところである。

委員：認定こども園化に向け、現在の建物を建て直す計画がある園の修繕等を行うに当たっては、将来を見越した効率的な手法を模索するとともに、現場の先生方と連絡を密にし優先度を見極める中で、現在通園している子どもたちが安全・快適に利用できるような配慮をお願いしたい。

委員：しかた幼稚園が認定こども園化された際には、「しかた認定こども園」という名称になるのか。

事務局：現時点では名称は確定していないが、「認定」という文言を使用せずに「しかたこども園」となる予定である。

3 加古川市立学校校区審議会委員の委嘱又は任命について

(教育総務部次長から説明)

原案可決

委員：校長会やPTA連合会の代表者という枠の委員は、それぞれの団体から推薦をいただいた方であり、「その他教育委員会の必要と認める者」という枠の委員は、事務局側から就任を依頼した方であるという認識で良いか。

事務局：そのとおりである。

委員：9月から新しい任期が始まるが、次の任期中に議論の対象にしようとしている案件があれば教えてほしい。

事務局：平岡東小学校区において、大多数の児童が平岡中学校に進学する一方で、城の宮団地地区の児童のみ平岡南中学校に進学する状況となっていることについて、該当の町内会から相談を受けていたところであるが、最終的には保護者の意見がまとまらなかったため、校区審議会の議題としては取り扱わないこととなった。

委員：校区審議会の所掌事務として、条例第3条に「教育委員会の諮問に応じ」調査審議する旨が規定されている。特に町内会等からの申出が無くても、教育委員会が必要と判断すれば議題として取り扱うことも可能なのではないか。

事務局：教育委員会として発議することも当然可能であるが、校区審議会の議論においては、最終的に町内会の意向を確認し、その内容を尊重することになると思われる。

- 委員：一旦諮問を行い、校区審議会での議論を進める中で、改めて町内会のご意見を集約し、問題点等を整理していく過程があっても良いのではないかと。
- 委員：城の宮団地地区からは平岡南中学校の方が距離的に近いと、保護者としても迷われているのだと思う。
- 事務局：平岡南中学校出身の保護者の中には、子どもにも自身と同じ中学校に通わせたいという思いをお持ちの保護者もおられると聞いている。町内会としても、保護者の意見が分かれている状況を考慮して校区審議会への提案に踏み切れないようである。
- 委員：教育委員会としては「中学校区連携ユニット12」を軸に子どもたちの成長を推進しているため、やはり課題としては取り上げていく必要があるように思う。
- 委員：校区というものは伝統文化の一部であるという考えもあるため、現状に不満を持っている方がおられたとしても、大きなきっかけがない限り要望を申し出にくい状況であるように思う。
- 委員：当該校区を含め、ユニットのねじれが解消されていない校区が、引き続き3つほど存在している状況である。
- 委員：仮に教育委員会からユニットのねじれ解消を提案とした場合、地域での受け皿が町内会しかないため、地元説明会等を通じて考え方を伝える必要があるのではないかと。
- 委員：ねじれ校区が生じている現在の状況に至るまでの経緯として、当初に教育委員会から無理をお願いして校区を編成した可能性もある。その場合、ねじれ校区の解消をお願いする際に当初と異なる説明をすることになり、理不尽な印象を与えかねない。そのあたりの要素も踏まえつつ、一度校区審議会でも議題として取り扱う価値はあるように思う。
- 委員：教育委員会としては、それぞれの地域の子どもたちにとって、どういう学校で学ぶことが最も適切であるのかについて、過去の経緯にとらわれずじっくりと時間をかけて検討し、それを校区審議会等に投げかけていかなければならない時期にきているのではないかと考えている。そういった過程の中で、地域の声を積極的に吸い上げ、教育委員会の思いを交えながら最終的な着地点を模索していく必要があるように思う。

- 委員：子どもが減少している地域では、クラブ活動の種類が限定されていることなど、様々な課題がある。そのような地域においては、校区やユニットに固執せずに個人の事情に応じた柔軟な運用ができるような例外規定があっても良いのかもしれない。
- 委員：校区審議会は、道路や建物で区切られたある程度の広さを持つエリアごとに校区のあり方を検討する場であるため、個人単位での例外を認めることはなかなか困難であるように思う。
- 委員：少し話は変わるが、高等学校の学区再編に当たっては、学区の境界に位置する地域の進路について特例が認められているなど、これまでの伝統や慣習に配慮しつつ、ある程度柔軟に対応している例もある。ねじれ校区については、これまで特に大きな問題がなかったこともあり、現状維持の状況が続いてきた経緯があるが、今後は、校区に関する必要な調整なども含めて、校区審議会での検討を視野に入れていきたい。
- 委員：個別の臨機的な案件の審議に加え、広い意味での校区のあるべき姿に関する審議や、それらを踏まえた必要な校区再編を期待している旨を、事務局から校区審議会に伝えてもらいたい。
- 委員：校区審議会は、付議事項がなければ1年間開催されないという場合もあるのか。
- 事務局：新たな委員の委嘱や校区の現状報告などがあるため、1年間全く開催されないということはない。
- 委員：校区審議会が開催される際には、定例教育委員会での協議内容を含め、教育委員会の意見を情報提供してもらいたい。
- 委員：少し話は変わるが、現在中学校区単位としているユニットについて、複数の中学校区を統合した上位ユニットを追加で結成することを検討してみてもどうか。
- 事務局：例えば、平岡中学校区と平岡南中学校区を統合した「平岡ユニット」を結成し、合同行事の実施などを検討した実績もある。今後もさらに研究を進めていきたい。

4 加古川市スポーツ推進審議会委員の委嘱及び任命について

(教育指導部次長から説明)

原案可決

委員： 老人クラブ連合会から推薦いただいた委員が年齢要件に抵触していたため、必要な手続きを行ったということであるが、もう少し詳しく説明してもらいたい。

事務局： 附属機関を所管している総務部総務課に対して協議を行った。協議対象の委員の年齢は79歳であり、「附属機関等の設置及び運営に関する指針」の中の「年度末までに75歳に達しない者から委嘱する」という規定に抵触するため、協議を行ったものである。高齢者スポーツの推進を図るに当たっては、老人クラブ連合会の意見は非常に重要であり、老人クラブ連合会から強く推された当該委員の委嘱が必要不可欠であることから、協議を行い例外的に許可をいただいたところである。

委員： 基準として年齢要件が規定されているにも関わらず、例外を認めることは問題ないのか。

事務局： 今後、次期スポーツ振興基本計画を策定するに当たり、世代別の意見を集約することが求められる中で、特に生涯スポーツの分野に関して言えば高齢者の意見は必要不可欠であると考えている。

委員： その観点から言えば、年齢要件を見直し、「高齢者を委員とする場合は何歳以上とすること」など、逆に最低年齢を設けることを検討する必要があるように思う。

委員： 一口にスポーツの推進と言っても、一流選手の育成、スポーツ人口の裾野拡張、生涯スポーツの充実等、様々な捉え方があるが、スポーツ推進審議会の審議対象はどのような範囲になるのか。

事務局： 大きく分けると3つの視点があり、生涯スポーツ、競技スポーツ、障がい者スポーツを対象としている。ただ、市単位ではオリンピック選手の育成等を行うことは困難であるため、生涯スポーツと障がい者スポーツの2つが主な視点になってくると考える。それらの視点に加え、世代別の施策が求められていることなどを踏まえながら、次期スポーツ振興基本計画を策定していきたいと考えている。

○ 次期定例教育委員会予定日のこと

9月1日(木)午後3時から開催することに決定

○ 教育委員諸報告

[吉田委員長から]

(1) 各種行事への参加について

7月26日に開催された「子どもの自殺予防教育ワークショップ」、8月1日に開催された「子どもの不登校を考えるつどい」及び「中学生議会」、8月3日に開催された「兵庫県情緒障害教育研究大会」にそれぞれ参加した。

委員：インクルーシブ教育について、子どもたちに伝えるような機会はあるのか。

事務局：共生社会の実現に向け、教育を実践する側がどのような仕組みを構築していくべきかを研究しているところであり、それらの内容を子どもたちに直接伝えるような機会はないのが現状である。

委員：授業の進め方や教員としての配慮の方法など、教える側の研修は充実してきているが、子どもたち自身がインクルーシブ教育の意義を理解するようなプログラムを実践していく必要があるように思う。相模原で発生したような事案を踏まえ、改めて子どもたちに対するインクルーシブ教育の浸透を図ってほしい。その一環として、教員が研修で学んだことは、可能な範囲で子どもたちと共有してもらいたい。

委員：教員を対象とした研修は、基本的には教員自身の資質向上を図るためのものであるが、結果的にはその経験が授業に反映され、全ての教育課程を通じて子どもの人権問題と向かい合っていくことが本質となっている。ただ、教員が研修で学んだことを直接子どもたちに語りかけるような機会があっても良いと思う。

(2) 市議会の進行の一部に市歌を取り入れることについて

市議会は、加古川市のために運営されているものであるため、例えば開会に当たって市歌を歌うことを検討してみても良いのかもしれない。

[廣岡委員から]

(1) 兵庫教育大学における免許状更新講習について

加古川市からも数名の先生が来られ、精力的に受講されていた。

○ 教育長諸報告

(1) 平成28年第3回加古川市議会（臨時会）について

議長や副議長、常任委員会の構成員等について、変更があった。

○ 教育指導部長諸報告

(1) 中学生の全国大会出場について

平成 28 年度全国中学校体育大会が 8 月 17 日（水）から、北信越ブロックで開催される。その全国大会出場選手激励会が、8 月 15 日（月）に開催される。

(2) ENJOY チャレンジ、イングリッシュ・デイキャンプについて

7 月に行われた ENJOY チャレンジでは、167 名の子どもたちが ALT との 1 対 1 の英会話に挑戦した。7 月 28、29 日には「少年自然の家」において、イングリッシュ・デイキャンプが実施され、市内の小学校 6 年生 63 名が、6 名の ALT と一緒に様々な体験活動を行った。

(3) 中学生議会「未来への提言」について

8 月 1 日（月）の午後、7 校 28 名の中学生が議員として参加して質問（提言）を行い、市長、副市長が、本番さながらの答弁を行った。

(4) 平成 28 年度「はぐくみの旅」について

8 月 26 日（金）、障がい者（児）の社会体験を広め、相互交流を図ることを目的に実施される。今年の実行先は、「京都鉄道博物館」となっている。（379 人が参加の予定）

(5) 第 26 回 加古川市中学生海外派遣について

8 月 15 日（月）から 8 月 22 日（月）まで、姉妹都市であるニュージーランドのオークランド市に、市内の中学生を 10 名派遣する。8 月 6 日には結団式が行われる。

(6) スマホ、ケータイ使用にかかる注意喚起について

ゲームソフトの配信による事故を防止するため、文書や HP による注意喚起、チラシなどの配布を行った。

委員：鶴林寺の周りの公園でも、スマートフォンを手に歩いている方が多数見受けられる。特に夕方頃から人数が増え、駐車場が満車になることもある。警察の方でも対応に苦慮しているようである。

(7) 人権フォーラム 2016 ～いのち輝くまち加古川～ の開催について

8 月 21 日（日）14 時から、加古川市民会館大ホールで開催される。

○ 講演 「命は宝 ～ 心元気に生きる出発点 ～」

○ 講師 鎌田 敏 さん

今年募集された、キャッチコピー、ポスター、ロゴマークの優秀賞受賞者の表彰式も実施される。

(8) 加古川市成人式記念事業（社会貢献事業）の実施について

成人式を迎える新成人が社会貢献事業として、8月11日（木）、河川敷にて清掃活動を行う予定となっている。

(9) 学校園訪問の日程調整について

学校園訪問（後期）を9月6日（火）から実施する。

(10) その他関係行事について

7月22日（金）、黒木 茜 選手(リオオリンピック馬場馬術競技出場)壮行会

26日（火）、「子どもの自殺予防教育ワークショップ」

8月1日（月）、「子どもの不登校を考えるつどい」

以上、10件について報告

○ 閉 会 午後3時30分